

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
1	第26条4項 伊賀市長は（中略）市の事務について 「住民自治協議会が当該事務の受託を行う意思を決定した場合は、その意思を尊重する。」 本項は、市民センターの指定管理についての規定を判断しますが、人口が少なく、人・財源共に<u>厳しい自治協でも受託できる条件の構築と、受託するか否かを判断できる懇切丁寧な説明を早急にお願</u> <u>いします。</u> ①受託するとなつた場合、総会での議決が必要です。少なくとも令和3年の総会で方向性を示せる事が不可欠となります。 ②受託となつた場合、自治協が職員の雇用をすることにより、就業規則の作成や労務管理の技能教育が不可欠となります。	
2	第27条に規定されている支援について 本年より、 ①包括交付金が削減され（<u>財政支援削減</u>） ②職員が委託職員から会計年度任用職員に身分変更をなつたため、自治協の業務支援に制限がかかっています。（<u>人的支援削減</u>） <u>財政支援、人的支援の2つの支援を削られた中で、自治協活動を維持することに困難をきたしています。</u>3名の職員は、委託職員時代と比べ、週32時間勤務時間が長くなっています。業務内容は従前とおりです。 <u>せめて、長くなった22時間は自由に自治協の業務（これはある種市民サービス業務です）ができますよう、令和3年度からご配慮（見直し）ください。</u>	
3	第26条に関して、地区住民自治協議会代表者会議等に市長の出席をお願いしたい。 自治協代表者の声を聞いてほしい。	
4	条文等については特に問題はないと思います。ただ、第27条において活動拠点の提供の支援がうたわれていますが、単に拠点の提供だけでなく、維持管理の面も十分ケアしていただきたい。当地域の拠点は、旧矢持（矢種）小学校であり、建築から半世紀近く経過し老朽化が目立つ。雨漏り、水道管の漏水、塗装の劣化、地面の陥没、鉄鋼資材の錆の進行による倒壊の恐れなど数え上げればきりが無い。自分たちの手でできることはやっていますが、財政措置が必要などころは一挙にすべてでなくてよいので、手遅れになる前に計画的に修理修繕をお願いしたい。	
5	◎定義・要件に対する意見 第24条 住民自治協議会とは、<u>共同体意識の形成が可能な一定の地域において</u> <u>を</u> 第24条 住民自治協議会とは、<u>各地区市民センターの単位において</u> に変更を行い、地域住民が具体的な区域を決定するのではなくて、 現在の地区市民センターの守備範囲の区域において、市の施設を各自協の活動拠点として位置づけられるよう定義されたい。	
6	◎権能についての意見 第26条 第4項「受託決定権」 「行政側が自治協に受託可能な業務を示し、地域の判断により市業務の受託について決定するものです。」と注釈していますが、地域づくり推進課「まちづくりに関する協定書」の必須業務の内容を、協議・精査を行えるようにしてほしい。	
7	第24条第4号のうち、各自治会・区が法人化しているとき、住民自治協議会として将来法人化することがあるのか。	
8	第24条の解説に住民自治協議会の設置及び運営にあたっては自治会（区）が中心的な役割を果たしていく必要があるとある。伊賀市のように農村部が大半の地域では妥当だと考えますが、自治協の役割や包括交付金における自治会に対する財源措置の試算を明記できないか。	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
9	第27条の自治協への支援については、活動拠点となる地区市民センターの職員数を公平となるよう配置されたい。また、財政支援についても市役所各部署からの事務事業の照会や依頼等に対応するための経費の計上が必要と考える。	
10	支援（第27条） 第2項住民自治活動に対する財政支援について 当地区においては、人口減少が顕著に進む中、少子化や特に高齢者の占める人口比率が50%を超える状況下において自治協への期待、要望が数多くあり、それについての自治協の事業活動が年々増加してきている。市の地域包括交付金のなかで上記に対しての交付金項目（少子・高齢化対策費仮称）を新たに早急に設定していただきたい。	
11	これらの条項は、原則手続きを示したものであるため、これからは尊重し維持していけばよいと考えるが、内容については次の3点を指摘する。 ①第25条第3項に謳うチェック機能は、だれが、いつ、どのような手順で判断するのか明確でないため、別にルールを定めておいたらい。	
11	これらの条項は、原則手続きを示したものであるため、これからは尊重し維持していけばよいと考えるが、内容については次の3点を指摘する。 ②第27条第3項は、現実的には出来ていないので、市自信がチェックを早急に行い、現場の声を集めて対策を取るべき。	
11	これらの条項は、原則手続きを示したものであるため、これからは尊重し維持していけばよいと考えるが、内容については次の3点を指摘する。 ③第28条第4項の支援は、策定だけでなく改定も重要であるので改定への支援を明確化すべき。	
12	住民自治協議会の機能（第26条）について ①第1項の市長の諮問に対する答申、第2項の市長への提案に対して市長は尊重しなければならないとしているが、「尊重」とい表現では「理解する」に留まってしまうように思う、答申や提案内容は、重要な要素として十分に考えを巡らせる。あるいは考え合わせるという意味から「考慮しなければならない。」としたほうがよいのでは。 条項はあってよいと思うが、制度設計するにあたっては上記を鑑み実効性のあるものにされたい。	
13	住民自治協議会の機能（第26条）について ②第4項では「受託決定権」に関して自治協は市の業務を受託することを決定することができるとし、解説には具体的な業務として、「地域内の公共施設の維持管理」が考えられると記載している。例えば、市民センターの自治センター化（指定管理）もその一つとして市は推進しているが、人口減少・高齢化、若者の流出等が益々顕著になる中において、市民センターの管理運営に加えこれまで公民館が行っていたサークル活動等も地域で担うとなれば、それらに従事してくれる人を果たして自治協は選任できるのか？他の施設も同様で、業務を受けるだけの地域力（人材確保・育成）は十分とは言えないのが現状である。 条項はあってよいと思うが、制度設計するにあたっては上記を鑑み実効性のあるものにされたい。	
14	第26条 第3項「住民自治協議会の同意を必要とする市の事務については、市長が別に定める」とあるが、どこに、どのように定められているのか？分かり易くしていただきたい。	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
15	定義・要件（第24条） 「（2）会員委は、・・・＜中略＞・・・誰でもなれる」規定について ・条文では、住民自治協議会は、地域課題を解決する組織である。だから、その地域に住み、活動する個人や団体等で、全く関係ない企業や団体を含む内容がおかしいと思う。地域住民は必ず構成員である。企業等は任意にすべきである。現条文は自発性に委ねているのは、余りにも理想的すぎ現実にあわない。 ・移住者でも自治会に加入しない人がいる。今後、「地域のことは地域で」を掲げるならば、ある程度強制力が必要である。「権利と義務」について踏み込むべきである。 ⇒条文を「地域に居住する個人は会員とする。団体、事業者等は個人の意思でその地域の会員になれる。」のように変更を提案する。	
16	権能（第26条） 第26条は、市長と住民自治協議会との機能関係である。 ・自治協による市長への提案権とその尊重の義務であるが、機能というより権利と義務関係に改めるべきであると思う。 ・第26条第3項において、「市長が、・・・重大な影響が及ぶと考えられる・・・」の条文は、市長が“重大な影響”がないと考えれば、自由に進めることが出来ると解釈が可能。本来、重大な影響を受けるのは地域住民であるから、市長が軽く考えたことでも、実態として重大な内容を含む場合、地域自治協から異議申立をし、再考の機会を持ち、同意を必要とする条文に変更を望む。 基本条例の第37条の規定にある支所問題は、根源的なことであり、地域にとって重大な影響があると考ええる。	
17	支援（第27条）について 第1項の活動拠点場所と第2項の財政支援について、別途要綱等で規定されているが、人的な支援の担保が必要です。市民センター職員に自治協の仕事をさせるならば、職務内容及び権限・身分保障を明確にさせることである。 ・財政的な支援についても、財政支援と補助金交付金についての実態を調査し決定すべきである。条文に記載しなくても、要綱等で明確にすべきである。	
18	地域まちづくり計画（第28条）について 第3項では第1項で策定させた計画を、尊重するというが、現実には補助金の削減や施設の統廃合をしている。地域に任せればプランが拡大し見直しや変革が難しくなると思う。本来、自治協と自治会（区）との役割分担、市と自治協の分担の明確な役割分担があれば、より具体的な計画を立案でき、効率的に実行できる。例えば、農林業の振興で考えると、それぞれの機能が違っているはずである。また、地域の行事でも、伝統的な事業と新規の事業のあり方や優先順位が必要になってくる。計画立案の調整が重要であると考ええる。支所単位の地区別計画とまち協の内容の整合性を図となっているが、どのように考えたら良いのか難しい。	
19	住民自治活動に対する財政支援（第27条第1項第2号に規定） ・地域包括交付金は減額の一途 ・何をするにも資金が必要であり、現額は非常に厳しい。 ・交付金算定基準（平成30年度基準）を再度見直ししてほしい。 ⇒人口割を見直し、面積割（平成27年度交付額の1.5倍）の掛け率を増やしていただきたい。（郡部の意見）	
20	何を自治協に求めているのかが理解できません。 積極的に声をあげて参加しなければ、自治協の消滅に繋がりがかねません。 しかしながら、現在はものの見方、考え方の多様化により自治会に対する関心も薄くなっています。 住民自治協議会を運営する人材も不足しています。	
21	住民と地域とが一体になって自治を進めていくことは重要だと思います。 しかし、現状は、地方行政は住民に負担をさせているという感じます。	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
22	市民が主役を目指すのであれば、行政も変わる必要があります。 一部職員の姿勢にはさすがと感心することもあります、当たり障りのない決まりきったことだけの窓口対応には閉口することが多々あります。	
23	行政としての役割は「支援」というのが協調されている条例では、「支援はするが何もしない」という” 地域行政の丸投げ” 感が感じません。	
24	要件（第24条） 2行目 「地縁団体や目的別団体などと共に」 ⇒ 「地縁団体や自治協が認めた目的別団体などと共に」と変更する。	
25	住民自治協議会の権能（第26条）の（3）その他、市長が必要と認める事項という条文があるので、地域住民が重要な案件ととらえても、市長が必要と認めなければ協議することもできなくなる。 「市長は、住民自治協議会の答申を尊重しなければならない」とあるので、それに反することにならないだろうか。	
26	支援第27条（2）の財政支援であるが、財政事情から交付金の減額もやむを得ないが、使途内容については柔軟な対応をお願いする。	
27	第24条から第28条まで特に問題はないと思われます。 見直し（案）がないので、現時点では「意見なし」	
28	住民自治協議会連絡会議において、市の幹部職員が「住民自治協議会は、任意の団体だ。」と発言されておりますが、条例に基づいて設立されている団体は任意の団体ではないと思います。	
29	住民自治協議会を指定管理者制度の対象にするには組織の強化や体制を整備する必要があり、法人格を持たせる条文を設けるべきです。	
30	第26条の3 「住民自治協議会の同意を必要とする市の事務について、市長は別に定める。」とあるが、別に定めた規則等を示されたい。	
31	第25条の2、第26条 市側の説明が不十分なまま自治協が同意したことと扱われ住民の知らない間に決定されていることがある。現在の市と自治協のあり方に問題があり是正を要する。	

問1 伊賀市自治基本条例第4章第2節「住民自治協議会」には下記の規定があります。これらについてご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
32	第26条の5 提案、同意、決定に係る情報交換、質疑応答が十分図られずその過程は丁寧さや迅速さに欠ける。	
33	第27条の（1） ◎公共施設最適化計画の煽りを受け、阿保地区市民センター分館（活動拠点）ができなくなりその都度近隣施設を借りて活動している。令和4年4月から（仮称）南部地域振興センター内に阿保地区市民センターが移ることになるが、そこが活動拠点になり得るか疑わしい。	
34	第27条の（1） ◎きじが台地区、神戸地区、比自岐地区を加えた新しい地域の枠組みで事業推進が図れるか。複合施設になるがそれぞれの業務スペースが確保され、それぞれの機能が十分果たせるのか疑問である。	
35	第27条 （2）住民自治活動に対する財政支援とあるが交付金を減額しているのは何故か？	
36	第27条 2 別に定める機関とは何か？組織名は？	
37	第27条の2 審議機関「住民自治区域等検討委員会」が開催されたのは、平成16年10月と資料には記されているが、委員会のメンバーは今も変わっていないのか？ 変わっていないとすれば、自治協誕生15年以上が経過し、自治協自体も大きく進化している状況で、誕生当時のメンバーで実情に応じた見直しが検討出来るのか疑問である。	
38	第28条 計画の目標と現実には差がありすぎるのではないか？	
39	第28条 実施となるとハードルが高いため、地域まちづくり計画作成や部門別の研修会を開催してほしい。	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
1	条例全体については特に異論はありません。 ただ、住民自治、特に地域づくりについては各地域の状況は千差万別と言えます。積極的に地域づくりを進めている、また維持しようと努力している地域もあれば、そうでない地域もあるのが現状と言えます。 伊賀市の支援につきましても、人口の多い地域は何もしなくても大きな支援を受けられるという現状はゆがみに見えます。 少子高齢化が進む中で、頑張った地域には手厚く支援し、競争の原理を導入することで衰退を防止するというシステムづくりと評価基準の作成が必要です。 このような内容を明確に織り込んだ条例の見直しと明文化が必要と考えます。	
2	条例を設置し、住民が自ら自分たちの町をよりよくしていくという理念は結構だと思います。住民はまちづくりの主体であり、進んでよりよいまちづくりに参加すべきだとは思いますが、人々は個々の日々の暮らしに精一杯であり、大きな観点から地域の方向性を考えるゆとりはないように思います。	
3	◎地域振興委員会に対する意見 第29条 市長は、住民自治協議会が設置されていない地域について、・・・・地域振興委員会を置く。（平成16年12月24日公布・施行） としていますが、 現在も対象地域が存在するののかの質問も含め、早急に「地域振興委員会」の関係条項が削除されるよう要望します。	
4	◎住民自治地区連合会に対する意見 第33条 地方自治法・・・・市長は、<u>支所単位</u>に住民自治協議会又は地域振興委員会の代表者などで構成する住民自治地区連合会を設置する。 としていますが、2020（令和2）年10月総務部総務課の「支所の必要性和今後の地域施策について」では、2022（令和4）年3月末をもって6つの支所を廃止することとして各自治協に説明済み、（本庁統括地域は？）自治基本条例との整合性はどうか？	
5	市民とともに街づくりを進める考えが示されているが、現状はこれを実現されているのか。疑問を感じるところがある。	
6	合併前の新市将来構想、新市建設計画など市民の合意を得て制定されたもので、伊賀市の自治を行ううえで最も重要な条例であると考えます。条例を改正する場合においては、一部の文言を改正することに留まらず現在の社会情勢や市政における課題を正確に認識し、将来にわたり市民のニーズに対応する条例となるよう整えられたい。	
7	この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の6点を指摘する。 ①全国的な流れを敏感にチェックしながら、現場の声を活かし、市には条例の具現化へ最先頭に立つて取り組んでほしいが、その姿が市には見えてこない。	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
8	この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の6点を指摘する。 ②全国的な連絡会、勉強会もしているかどうか、ここ近年伝わってこない。	
9	この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の7点を指摘する。 ③第29条は、自治協の設置、解体の手順に改定すべき。	
10	この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の8点を指摘する。 ④第33条、第34条は、支所廃止とリンクさせ削除するべきと思われるが、逆に旧町村だけでなく、旧市内も4グループぐらいに分けて位置付けるべき。	
11	この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の9点を指摘する。 ⑤第36条は、理想にすぎないのでは。	
12	この条例の存在自体は、一市民としても誇らしいものであると考える。そうした上で次の10点を指摘する。 ⑥第37条は、第27条に組み入れたらよいのでは？	
13	伊賀流自治のしくみの特徴は、市民、市議会、市（行政）の関係の中に、自治協が機能的に位置づけられていることにある。区長会や運営委員会、自治推進会議（行政とまち協）等を通して一定その役割は果たされていると思うが、「地域まちづくり計画」に基づき自立したまちを実現することについては、理念は解るが実際進めることは難しい。 柘植地域であれば、人口約3,400人（世帯数約1,400戸）で、大半が12区（自治会）のどれかに属している。住民にとっては、それぞれの区が日常のコミュニティーであり、近年希薄になってきているものの絆は強い、反面、自治協は区のように共同体意識が醸成されるにはまだまだ時間と努力が必要なことは否めない。今なお、区（自治会）が中心となり地域活動（自治）がなされていることを考えると、本条例に謳われている住民自治協議会の権能や支援、協働等は、どれだけ有効的なものなのか疑問である。	
14	見直し方針 （参考）「住民自治地区連合会は各地域の自治協により情報交換の場として任意に設置することとします」とあるが、すでに青山地域では成果を上げている。 旧郡部を生かすことを大切にいくため、基本条例に盛り込んでほしい。	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
15	”人が輝く 地域が輝く” 自立したまちの実現を確実なものとするため、とあるが、当地域では超高齢化、少子化に加え住民の多くは70歳くらいまで勤めているような現状から、消防団員、地域の役員・リーダーの不足、農地・山林の荒廃等が進んでいる。このような状況にある中で、市は人々の暮らしにどのようなことを求めているのか。	
16	各所に責務とか、・・・努めなければならない、市民自らが等々、行動することが求められているが、当地区の住民はほとんどが高齢者であり、今まで社会で活躍し・奉仕し・貢献してきた方々である。住民自治の理念は理解できるがあまりにも若い現役世代の目線であり、もう少し別の表現ができないのか。	
17	自治協の活動に対して、市で一括して安くてよい条件の活動保険の契約ができるようにしてほしい。	
18	○前文について 前文に異論がありません。しかし、”補完性の原則”を市が拡大解釈しているように感じられる。”地域でできることは地域で”の考えは良いですが、上から目線の考えや強要と感じられることがしばしばある。基本理念である自治の推進と確立を目指す社会の構築には、事前の協議や話し合い・納得が必要である。運用を考えてもらいたい。	
19	○市民投票（第20条第2項）について 市民投票を実施したのであるから、2分の1未満のとき、開票作業しないのは納得できない。成立しないのであっても、開票をしないのはどうかと思う。少数意見の抹殺にならないか。	
20	○第21条・第22条について 理想的な自立した市民増を念頭に置いて、住民自治を描いているように見える。自ら進んで自治協に参加するとかあるが、現実と乖離している。基本条例であるから条文は理念でも良いが、額面通りに解釈すると、現実の壁に当たり機能しなくなる。 一歩後退するかもしれないが、自治会や住民自治協議会への参加者を募る場合、第一義的には自主的参加、ボランティア活動であっても良いが、これまで生活に根ざした価値観や生活様式を取り入れた方法も模索すべきである。推薦や割当等も良しとすべきである。	
21	○住民自治協議会を補完する行政機関の設置（第37条）について 第37条第1項及び第2項について、支所廃止問題は大きな問題である。支所設置が明確であります。第2項では支所長へ権限の委譲を定めています。支所廃止問題を勝手に進めることは大問題である。	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
22	市民一人ひとりの参画を求め、住民自治への働きかけから総市民の全体としての意識を高揚し、役所頼みで議員頼みの行政を活性化しようとする試みは重要であり、一丁目一番地であることは疑いのないポイントです。 しかし、選挙において市長へ、市議へと望みを託せないのは投票率が物語っています。アナウンスメントが薄いと言わざるを得ません。	
23	この基本条例すら、熟知と言わずも知識を持ち、大まかな概要を話せるのは市職員でさえ危ういのではないのでしょうか。	
24	ケーブルテレビの人気の無さや、市民の興味の低下は、冷えた役所の机上で起案された施策が原因であり、施策が空転してしまっていると感じます。	
25	何を削減し、何を指すのか、何の痛みを生み出すのか。 赤字を理解できるシンプルな方法と理屈でスタートすべきである。	
26	市民自身のことから、市民に訴えかければ良いのではないのでしょうか。	
27	＜市民の参加＞ 伊賀市独自の「伊賀流自治」と称して行政がやれることまで市民、自治協に課せられているがもっと行政（市）が市民の行事に近づいてはどうか。 市民が積極的にまちづくりに参加することは当然であるが、行政（市）がまちづくりを先導する立場であってもいいのではないかと思う。	
28	見直し方針 （1）見直しの主なポイント ＜ガバナンス・協働によるまちづくりについての視点＞ 市（行政）による取り組みだけでなく、市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って、お互いに力を合わせ、より良い地域づくりを継続的に取り組むため、ガバナンスによるまちづくりの立場に立った見直しを検討します。とあるが、 ・「市（行政）による取り組みだけでなく」は、どれだけ郡部に手を差し伸べているのか。 ・「市民（団体）や地域など多様な主体が当事者意識を持って」は、当事者が数少なく団体もない中でどのようにやっていくのか。	

問2 伊賀市自治基本条例全体についてのご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
29	市民が主役となった自治を実現することをめざしている基本条例なので、今後も見直しをしながら、地域が元気になることをめざしてほしい。	
30	住民自治協議会として、現行の条文を常に見るものではなく、普通に読んでも何も問題はないと思います。また、条文自体、基本事項なので、急に意見を求めても何処を改正したらいいのか、わからない。他の住民自治協議会も同様と思われます。	
31	自治基本条例の見直し（案）を情報共有のため事前に情報提供いただき、検討したい。	
32	平成16年12月に制定された「伊賀市自治基本条例」は推進研究会が設置されてから2回のパブリックコメントの他、地域説明会、意見交換会等で市民の意見を取り入れ改正の検討がなされてきたとあるが、「伊賀市自治基本条例」の存在を知る当区民は稀である。平成24年6月に改定されたとはいえ、改定内容を知る区民も少ない。これらの状況から市は、自治協を誕生させたとはいっても、軽視している感が強い。基本条例を広く区民に周知するため、定期的な説明会を実施することを要望する。地域住民によって自発的に設置された組織にする為、ぜひ市の力をお貸し願いたい。	
33	各条例が実際に守られているのか疑問である。	
34	住民の意識向上と住民の方を向いた事業が重要である。住民は住民自治協議会をどこまで理解しているのか。区長（地区の代表者）＝住民自治協議会執行部という関係が成り立たないと自治協は宙に浮いた組織になる。組織に対する希薄な意識と役職が順番で回っているようでは自治協に対する意欲も湧かず、役選にしても役員・代表者も同じ顔ぶれが続く。	
35	財政難や社会を取り巻く状況が変化し交付金やマンパワーが不足しても、住民自治にかかる事業を実施している。行政と自治協が内容を摺り合せて分担・協働していかなければ自治協へ丸投げしていると考えざるを得ない。特に今般コロナ禍にあっては、行政がスタッフ・住民の安全が担保されるよう懇切丁寧にサポートしてほしい。	
36	住民は住民自治協議会の活動内容を知らない。地区住民が高齢化し消滅する地区も出てくる。少人数の地区住民をフォローし年齢差に伴う考え方の違いをうめていかなければいけない。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
1	高齢化により、担い手不足	
2	地域の声として、年1回程度、住民の意見・要望を聞いて欲しい。 （苦情ばかりではないけれど、生の声を発信したい） そういう機会をつくって欲しい。	
3	少子高齢化が進む中で、自治協の事業を進めるのも難しい状況です。 特に、親と子が同じ市内の別の地域に住むという状況を何とかしないと10年後には地域が崩壊すると思います。 子供が結婚し、別世帯を組む（同居しない）という現状を解決することは難しいと考えますが、同じ地域に住める環境づくり（休耕地、空地の活用）の推進が不可欠と考えます。	
4	地域の高齢化が進み、自治協議会など役員のなり手はもとより、地域の主な産業（農林業）の担い手もいなくなる現状があります。空き家が自立ち、耕作放棄地には雑草が生い茂っています。こうした中で、自助共助によるまちづくりには限界があり、行政による大幅な支援が必要であると考えます。現在顕在化している問題はもとより、顕在化していない問題あるいは今後起こるであろう諸問題について、早め早めの対策が必要であると思います。	
5	伊賀市全体の問題ではあるが、人口減少は当地区においては顕著である。少子高齢化が極端に進み、地区の事業の推進に困難をきたしてきている。そのうえ、公共機関（郵便局やJA、学校等）が廃止統合されて限界集落に近づきつつある。そのうえ、公共交通機関の廃止などが実施されれば、拍車をかけることになる。市全体の課題として取り組みをお願いしたい。	
6	廃校になった学校跡地の有効活用を進めてください。	
7	当地域をはじめとする青山南部3地域では、人口減少が急速に進み、地域力（自主性、自立性）が損なわれつつあるため、折角の地域応援のための助成制度があっても積極的に活用する気運が生まれない状況にあります。 こうした中であって、自治基本条例では、地域共生社会の深化を図り、暮らしやすい地域づくりをするためには、自治協の機能、果たすべき役割が益々重要なものになると位置付けております。しかしながら、顔の見える範囲で共同意識を形成しようにも、地域の若者がほとんどおらず、高齢者ばかりの地域では、我が事として課題解決をめざすには限界があります。 そこで自治協の規模の大小に関わらず一律に定められている自治基本条例を見直し、高齢、過疎という共通課題を有する青山南部3地域自治協の連係、協働、そして将来的には統合を可能とする変化に対応できる柔軟な運営が可能となるように改正を望みます。	
8	住民自治協議会において地域自治を行ううえで、補完性の原則による効果は大きいものがあり、各地域においてはその判断は異なることがあると考えます。まちなか、農村部、山村部などで自治のあり方が異なり地域交通や介護、医療、買い物、獣害対策、更には災害時の対応など、それぞれに異なる課題と特色を持つものであると認識しています。防災対策など、今後更に地域と行政が協働して行うことの重要性や包括交付金のあり方などが課題となると考えます。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
9	当自治協では7部会別にそれぞれに役割を果たしているところですが、高齢者（65歳以上）による役員が多数を占め今後もこの状況が続くのが現状です。しかし、それは決して悲観的なことではなく、これまで体現してきた経験や知識の豊富さを持ち合わせ、自治協運営に欠かすことのできない部分でもあり、地区のまちづくり計画の中心的な立場で参画して頂いています。 課題等については、上記（問2）と関連すると思いますが、「地域まちづくり計画管理シート」における自治協と地域づくり推進課とのヒアリングについて、通り一辺倒のような気がします。無論、自治協と地区住民が一体となり地区のまちづくりに取り組むことが第一ではありますが、「市の責務」の中で、住民自治活動を必要に応じ支援します。とありますが、これはとても消極的な表現に留まっていると思われます。市の行政と地区とのコミュニケーションを今以上に積極的に取りはかり、地区との繋がりを築くことで、より一層の住みよいまちづくりに発展するものと思います。	
10	市長以下多くの市の職員は、伊賀市民であり各自治協、各自治会に所属しているはず。その経験からまちづくりの現状や課題等について、先ず意見をまとめてほしい。その上で、それを資料に聞き取りするなどしてください。	
11	自治基本条例に市民がしなければならないこと（市民の責務）が明示されているが、参加しているのは高齢者がほとんど（区役員）であり60歳後半から70歳代は多いものの、若者（40歳～50歳）の参加は少なく、まち協役員についても毎回選考に大変苦慮している。理由として、仕事優先になり、まちづくり活動への参加に無理が生じていることが考えられる。	
12	行政からの交付金が減額され、2024年には2018年に比べ36%程度の減額が決定している。柘植地域では、今後現在と同じように事業を遂行するには資金不足となり、まち協の運営が厳しくなることから役員会議で検討し一つの案として住民の皆さんにお願いして、一戸に500円を負担してもらっている。今後の財源確保について懸念している。	
13	本年4月1日から会計年度任用職員制度が導入され、センター職員の勤務時間が変更されたことで、センター職員とまちづくり協議会事務局長の両立が大変厳しいものとなっている。現在の2人体制から上野管内と同様に3人体制にしてほしい。	
14	見直し方針 ②ページ、条例見直しの考え方の中から6段「新たな土地管理制度」の内容について知りたい	
15	見直し方針 おもてなしによる観光立市の実現、これまでと違う枠組みによる広域連合とあるが、地域によって不利にならないように配慮が必要思う。	
16	見直し方針 3ページ、自治組織に関する視点にある、2010年に提出された「伊賀市における自治組織のありかたに関する報告書」の内容について知りたい。	
17	どの地域も同様と思われますが、自治協議会の役員も含め、次の担い手、成り手が少なく、段々と厳しくなっています。 活動の縮小や役員の役割や人数を減らす等の対策を伊賀市全体でも考えていただければと思います。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
18	島ヶ原地域まちづくり協議会規約第6条に「本会の会員には、地域に住むまたは個人、団体、事業者等であれば誰でもなれることができる。なお会員は、意思表示をもって登録するものとする」とある。 この条文を読めば、まち協会員は、意思表示をしなければまち協の会員でないと解釈している人が多い。 この条文を「本会の会員は、地域に住む個人をもって構成する。なお、地域内で活動する団体、事業者等は自主的に会員になれる」と改正したい。	
19	地域活動の担い手不足や地域の諸活動への参加者の減少・固定化が大きな課題です。これを解決するためには、ある程度の割当や輪番制等の工夫した制度の導入が必要であると考えている。理念である自主的な参加、ボランティア活動などは大変良いと思うが、地域社会の精神構造が育っていないと思う。	
20	現在の自治協議会の組織体制では、機能しなくなる。70歳近くまで就労する人が多く、地域活動をする人が少なくなってきた。人材を募っても集まらない。また一言で言えば勝手な人が多くなり案に金儲けに走っている。ボランティアで人のためにだけで、人材を集めるのは無理です。	
21	元公務員のOB、OGで、地域で仕事をしていた人が、退職後に地元のために共にボランティアで働いてくれる人が少ないのはなぜか。現在進めているこのやり方に無理なことを1番よく知っているのではないかと思う。	
22	人口減少による空き家対策	
23	第1次産業における就労者の減少 ⇒農業従事者の減少に伴う後継者対策	
24	文化財保護体制の強化 ⇒植木神社祇園祭後継者育成事業の創設（神輿の担ぎ手不足等）	
25	自治協役員等の人材不足並びに高齢化 ⇒自治協役員への女性登用	
26	人生100年時代などの政策や年金給付の年齢引き上げなどもあり、自治会活動の出来る人材が不足している中では、条例が求めるようには現場は立ち行かない現状です。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
27	市の財政視点のみでは解決しないのではないのでしょうか？	
28	伊賀市自治基本条例を設置するという本来の目的は、2025年問題を踏まえ20年以上前に将来の伊賀市をいかにすべきかを議論した上で制定されたものだと思います。	
29	財政再建の視点での条例の見直しや施策の遂行ではなく、地域においては少子高齢化が深刻な問題になっているということを、行政自らが地域に出て、現状を知り課題を共有していただき、今後の伊賀市を作り上げるための条例改正に期待します。	
30	阿波地域の高齢化率が50%を超え限界集落になっています。地元の祭りごとや行事を実行するのも高齢者だけでやっている状況である。自治協の実行委員や役員も平均年齢が65歳以上であり後継者づくりに苦慮している。若者を取り込むために行事は土曜日・日曜日に実施するよう努めているがなかなか集まってこない。また大山田では、「大山田の明日を考える会」を立ち上げ、これからのリーダーを育成するため色々と仕掛けてはいるものの組織として成立していないのが現状である。 昔のように「青年団」「婦人会」のような活発な団体が存在しないため同世代の横のつながりが少ないのは原因だと思う。団体として存続しているのが「老人クラブ」だけではこれからの地域をどの様に廻していったらよいのか不安である。自分たちの世代が後退した後を誰に託せばよいのかそれも不安である。 ただ唯一若者の団体が「消防団」である。その消防団の組織を横展開させていく仕組み作りを今後考えていくべきだと思う。	
31	当自治協の現状では、機能していない施設があり、人々の往来もかなり減っているので、早急に新プロジェクトを策定し、できることから住民側にも提示してもらいたい。	
32	高齢化が進んでいるので担い手の育成が難しくなっている。	
33	地域包括交付金が減額されているので、各事業等の見直しにせまられている。今後は、減額されないようにしてもらいたい。	
34	当地域は自然現象と高齢化率が微増ですが、約4,300人を有する地域です。単身高齢者世帯も多く、空き家問題が地域の大きな課題です。空き家を長年放置すると、朽ちて獣害動物の住み家にもなり環境悪化を増幅していきます。行政主導で、可能な限り対応をお願いしたい。	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
35	また、住みよい環境づくりの第一義的には、道路整備が必要かと思われます。日常生活に直結する市道については、地区内を走る道路でも狭隘な場所も多く救急活動や防災活動にも支障をきたしかねません。可能な限り、拡幅整備やわだち等が生じている個所には早急なる拡幅・修繕対応を要望する。	
36	総合政策課の所感ではないことですが、地域包括交付金の減額は地域まちづくり計画の推進にブレーキをかけるものであり、持続可能なまちづくりができない。既に減額されてから2年目になるが今でも納得がいかない。	
37	市内中心地にあったスーパーヤオヒコの撤退に伴い運転のできない高齢者の買い物は非常に不便な状況におかれている。早期の解消を願う。	
38	ふたば公園の前の道路の側溝の早期整備を要望する。	
39	空き家・空き地が数多く放置されており、防犯・火災等の心配がある。対策をお願いしたい。	
40	自治会運営に携わる人員の減少、高齢化による後継ぎの役員候補がいない。定年延長などにより仕事を続ける人が多く、地域まで手が回らない状況である。特に若い方など多様性が進む中、自治会参加に消極的な傾向が強くなっている。	
41	防犯意識は比較的高く、防災訓練でも参加者は予想以上に多かった。しかし、最終的な避難場所などの不確実さがあり、高齢化に伴い不安である方も多い。	
42	空き家の草や樹木による周辺への悪影響	
43	道路側溝の未整備個所の早期整備	

問3 地域のまちづくりの現状や課題等について、ご意見をお聞かせください。

No.	ご意見（原文のまま）	備考
44	自治会の集議所を自治会区域内に設置すること	
45	「わいらの町が一番すばらしい、この阿保地区に住んでよかったと思えるまちづくり」を理念に掲げ 1、健康で心豊かなまちづくり。若者主体となるまちづくり。 2、歴史・文化を受け継ぎ未来へとつなげるまちづくり。 3、豊かな自然を守り、生活全般においてくらしやすい環境のまちづくり。 4、住民と自治協議会のつながりを深めるまちづくり。 を目標に掲げ、毎年理念達成の為、事業を実施している。 1、の課題は、他の地区同様少子高齢化、人口減少が進んでいる。 2、の課題は、人口減少により、空き家が多くなり、阿保宿の景観が失われつつある。 3、の課題は、当地区は、幸いにして比較的自然災害が少ない地域である。その為、防災意識が低く危機感がない。 4、自治協の存在すら知らない区民が少なくない。	
46	まちづくり計画は各部門別に精通した部員が作成すべきである。部員構成で部長・委員は単年度交代なので議論が深まらず計画の見直しまで進まない。計画に基づき事業を実施すると、実態に見合った内容に修正し真剣に議論し事業を進めていかなければならないと痛感する。住民の住民自治協議会に対する理解と実施計画の立案、そして役員交代や世代交代の実現や住民をどのようにこちらを向かせるかが課題である。	
47	役員擁立に関して、各地区では対象者の人数不足、該当者の高齢化、複雑な個人的事情の配慮で対象者はいない。その上ボランティア意識も薄れ組織づくりは難しい。自治協の組織づくりも同様である。こうした中で命と暮らしを守る災害対策でマニュアルを作成し訓練を重ねている。避難所になる地区施設の不備や行政のサポート不足を痛感しながら役員が中心になって努めている。	
48	高齢化が進み地域住民のコミュニティの場が少なくなっている。若者と年配者の間に考え方の違いがあり、特に若者のまちづくり等についての関心がない。一人住まいの高齢化も進むと思うので、医療でのソフトランディング、死亡後の行政手続き、葬儀の段取り等の講演であれば住民の関心は向くと思われる。	